

定住促進

大垣で暮らそう

～大垣暮らしのオトクな制度～

少子高齢化により生産年齢人口が減少するなか、市は、定住人口の増加を図るため、大垣暮らしをする際の補助などの事業を進めています。

市外に住むご家族などに、ぜひご紹介ください。

詳しくは、①～④は住宅課 (☎47-8184)、⑤は高齢介護課 (☎47-7424) へ。

住宅取得の際のオトクな制度

① リフォームした中古住宅で子育てを!

子育て世代の定住促進と空き家の有効活用を図るため、市内に中古住宅を取得し、リフォームを行う際の費用の一部を助成します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市内に自ら居住するための中古住宅、または中古の分譲マンションを新たに取得し、その住宅に転入・転居した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。すでに居住している住宅のリフォームは対象外
- ②申請（実施計画書提出）期限日までに、中学生以下の子（妊娠中を含む）がいる人、または夫婦どちらか一方が34歳以下の世帯の人
- ③リフォーム工事を市内業者（本店・支店）に依頼して行う人
- ④市税等を完納している人
- ⑤昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合は、耐震診断を受けている人、またはリフォーム工事と同時に耐震補強工事を行う人 ※いずれも上部構造評点が0.7以上必要。無料耐震診断と耐震補強助成については、建築課 (☎47-8436) へ

▶助成金額…リフォーム費用の10%（上限20万円）を1回助成 ※リフォーム工事費は20万円以上であること

▶申請（実施計画書提出）期限…対象住宅を取得した日から1年以内、およびリフォーム工事着工前

② 新居をかまえて子育てを! (住宅取得を支援)

子育て世代の定住を促進するため、市内に新築住宅を取得した人に、金融機関などで借り入れた住宅取得費用の利子の一部を助成します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①平成28年4月1日以降に市内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入して、その住宅に転入・転居した人。または平成28年3月31日以前に新築住宅を取得した場合は、市外に1年以上継続して居住していた人で、その住宅に転入した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合、10分の9以上が住居であること
- ②申請期限日までに、中学生以下の子（妊娠中を含む）がいる人、または夫婦どちらか一方が34歳以下の世帯の人
- ③市税等を完納しており、①の住宅の取得資金として金融機関などから融資を受け、交付申請時に借入金残高が100万円以上ある人



▶助成期間…3年間 ※借入金の残高が100万円未満となる時まで

▶助成金額…各年度の利子支払額（上限10万円）を年1回助成（最大30万円）

▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内



まちなか子育て支援施設「キッズピアおおがき」が入っているスイトアベニュー（大垣駅南街区再開発ビル北棟）。

③ 新居をまちなかで! (住宅取得を支援)

※1月末までの申請にご協力を! (新規受付は今年度で終了)

大垣市中心市街地活性化基本計画で定めた中心市街地区域内で新築住宅を取得し、区域外から転入・転居した一定の条件を満たす人に、金融機関などで借り入れた住宅取得資金の利子の一部を助成します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①大垣市中心市街地の区域外に1年以上継続して居住していた人で、同区域内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入し、その住宅に転入・転居した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合、10分の9以上が住居であること
- ②市税等を完納しており、住宅の取得資金として金融機関などから融資を受け、交付申請時に借入金残高が100万円以上ある人

▶助成期間…5年間 ※借入金の残高が100万円未満となる時まで

▶助成金額…各年度の利子支払額（上限10万円）を年1回助成（最大50万円）

▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内、および平成29年3月31日まで



※②と③の住宅取得支援は重複申請できません

大垣への引っ越しがオトク

④ 親元近くで暮らそう! (転居費用を補助)

市内出身者のUターンの促進や、子育て世帯定住者の増加を図るため、市外の子育て世帯が、親世帯の住む市内に転入する場合、その転居費用（引っ越し費用）の一部を補助します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市外から転入した、中学生以下（妊娠中を含む）の子どもがいる人
- ②親世帯（年齢不問）が市内に1年以上継続して居住している人

▶補助金額…引っ越し費用の5分の3（上限6万円）

▶申請期限…転入日（住民票異動日）から6か月以内

⑤ 三世代で暮らそう! (転居費用を補助)

高齢者の孤立化の防止や定住促進を図るため、三世代で同居を始めるときの引っ越し費用の一部を補助します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①高齢者（65歳以上）のみの世帯に、二世帯以上の子と孫（64歳以下）が市外から転入し、三世代以上で同居する人 ※申請者は子または孫のいずれか1人
- ②三世代同居をする住宅を生活の本拠地とすること

▶補助金額…引っ越し費用の5分の4（上限8万円）

▶申請期限…転入日（住民票異動日）から6か月以内



※④と⑤の転居費用補助の重複申請できません